資料１

大津市青少年問題協議会について

設置（大津市青少年問題協議会設置条例第１条）

地方青少年問題協議会法（昭和２８年法律第８３号）第１条の規定に基づき設置

所掌事務（条例第２条）

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する

・総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

・総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

協議会は上記の事務に関し、市長及び関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

委員（条例第３条）

・学識経験を有する者

・関係行政機関の職員

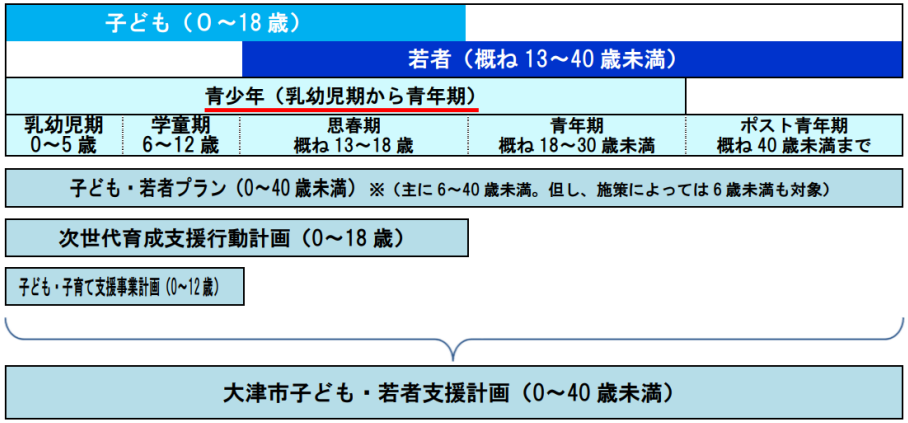
※委員の任期は３年

大津市青少年問題協議会について

OTSU 大津市 Lake Biwa

※青少年の定義

法律上の定義はないが、一般的には国の将来を担う若い世代で、人間形成の途上にある人達を指す。「子供・若者育成支援推進大綱」では、乳幼児期から青年期（おおむね３０歳未満まで）の者を青少年と定義していた。



大津市子ども・若者支援計画（前計画）掲載資料

※青少年問題

青少年をとりまく問題は、非行や犯罪以外にも、ひきこもり、不登校、ヤングケアラー、失業や不安定就労、いじめ、貧困、自殺など多岐にわたると本協議会では捉える。

※協議会において積極的に調査審議等をしたい事項

乳幼児期から青年期までと幅広い年代を青少年として捉えることができるが、
本協議会においては、**主に１５歳以上の子ども・若者**について積極的に調査審議事項としていきたい。
ただし、１５歳未満の年代に関する調査審議等を妨げるものではない。